

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和5年5月25日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 石谷 俊史

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、次期スーパーコンピュータシステム（以下、「次期スパコンシステム」という。）導入に関連し、気象庁清瀬第三庁舎（以下、「第三庁舎」という。）に設置してある空調設備全体が異常なく稼動し、最適な運転状況となるよう調整を行う必要があるため、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、第三庁舎に設置してある空調設備全体の設計・構造の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 気象庁清瀬第三庁舎空調設備調整作業
- (2) 業務内容 気象庁清瀬第三庁舎空調設備調整作業
- (3) 履行期限 令和6年3月29日

3 業務目的

次期スパコンシステム導入に関連し、第三庁舎に設置してある空調設備全体が異常なく稼動し、最適な運転状況となるよう調整することを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

第三庁舎において当庁の防災業務の重要システムであるスーパーコンピュータシステ

ム（以下、「スパコンシステム」という。）が稼動し、24時間体制で数値予報、各種予報および衛星データ等の重要資料の作成及び、部内外の各機関への提供を行っていることを理解し、スパコンシステムの稼動に支障を与えないように本調整作業を行い、本調整作業による設備不具合が発生した際には速やかに復旧できる技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

本業務は、現在運用を行っている設備に対し調整作業を行うものであることから、本設備の性能・機能仕様、設備操作方法等を理解し、これらの調整作業に必要な技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

1. 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合または公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

2. 当庁の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

調整作業後、保証期間内に発生した不具合などについて必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

データセンター等の大規模計算機用冷却設備（空冷、水冷設備を含む）の設計・運用・保守の実績があること。

(7) その他必要と認められる要件

本件の調整作業に伴い必要となる設定を変更できる権利を有すること、若しくは許可を受けられること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 門田 元

電話 03-6758-3900 (内線 2514)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和5年5月25日から令和5年6月14日まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和5年6月15日 17時まで (1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電送（事前に(1)へ連絡を入れること）すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合

で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。
(5) 詳細は説明書による。